要請日	平成25年9月5日	担	当	長崎労働基準監督署
				五島駐在事務所

熱中症予防対策の徹底を要請

- 1. 全国的に『熱中症』が多発しています。今夏は高温・多湿で熱中症発生の危険性が特に高い状態が続いており、消防庁発表の速報によれば5月末から8月18日までの熱中症による救急搬送は、長崎県内においても616件に達しています。また、新聞・テレビ等で連日「熱中症による死亡事故」のニュースが報道されるなど、熱中症の予防は喫緊の課題となっています。
- 2. 長崎労働局では、6月に職場での熱中症予防対策の推進について、建設業労働 災害防止協会長崎県支部、長崎県警備業協会及び金属製品製造業協同組合等に対 して、傘下の各事業場への周知依頼を行ったところです。

また、8月には、2件の死亡災害を受け、建設業労働災害防止協会長崎県支部及び長崎県農業協同組合中央会に対して、「猛暑日における作業の中止や水分・塩分の補給状況の確認等について、傘下会員等全事業場に対して改めて注意喚起を行う」など、熱中症予防対策等の更なる徹底を早急に図るよう要請しました。

- 3. 長崎県内では、平成17年9月以降これまで8年間、労働者が作業中に熱中症で命を落とした事例はありませんでしたが、今年は長崎労働基準監督署五島駐在事務所管内において、7月10日に農業(五島市) 8月8日には建設現場(新上五島町)において熱中症の疑いによる死亡災害が発生しました。
- 4. 長崎労働基準監督署五島駐在事務所では、職場での熱中症をこれ以上発生させないため、管内の農林業者、水産業者、建設業労働災害防止協会五島支部及び管内の商工会議所に対して、文書にて熱中症対策の徹底と、労働者への安全衛生教育の充実を要請しました。(別紙)

併せて、熱中症(疑いも含む)を発症した管内の事業場に対して、熱中症の再 発防止対策を徹底するよう指導を行いました。

長崎基署発第352号平成25年8月26日

事 業 主 殿

長崎労働基準監督署長

熱中症の予防対策の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働災害防止対策の推進につきましては、日頃より積極的に取り組まれているもの と存じます。

さて、全国における熱中症による死亡災害件数は毎年20件前後発生しており、五島管内においても今年度は熱中症による死亡事故が2件(農業1件、建設業1件)発生しており非常に憂慮すべき状況にあります。

つきましては、別添『熱中症を防ごう!』を参考に、労働者に対する新規雇い入れ 教育及び定期的な「安全衛生教育」を充実させ、熱中症防止のための対策を講じてい ただき、一層の労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

なお、資料等に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

【問い合わせ先】 長崎労働基準監督署 五島駐在事務所 電 話 0959-72-2951